

特定個人情報を含む個人情報の保護に関する留意事項

本件業務を受託した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）及び本件業務委託契約に基づき、本件業務を通じて取り扱う個人情報（番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護に関し、下記の義務を負うことに留意してください。

記

- 1 契約内容には別記個人情報取扱特記事項が含まれており、又は契約書に個人情報取扱特記事項のうち必要な事項が規定されており、委託事務の遂行に当たっては、これらを遵守しなければならないこと
- 2 法第 66 条第 2 項で準用する同条第 1 項に基づき、受託者は個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務を負うこと
- 3 法第 67 条に基づき、受託した事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務を負うこと
- 4 番号法、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（以下「番号法ガイドライン」という。）本文、番号法ガイドライン（別添 1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）等の規定により、実施機関が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じることができること
- 5 番号法第 11 条の規定に基づき、個人番号利用事務等に係る委託を受けた者（受託者から委託を受けるものを含む。以下同じ。）は、特定個人情報の安全管理について委託者である実施機関の監督を受けること
- 6 番号法第 12 条の規定に基づき、個人番号利用事務等に係る委託を受けた者は、個人番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号。生存する個人のものだけでなく、死者のものも含む。以下同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこと
- 7 本件業務の受託者は法第 179 条の罰則の対象となること
- 8 受託した事務に従事している者又は従事していた者は、法第 176 条若しくは同第 180 条の罰則の対象となること
- 9 代表者や従事者等が違反行為をした場合には、行為者のほか法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）も法第 184 条の罰則の対象となること
- 10 特定個人情報の取扱いを含む受託した事務に従事している者又は従事していた者は、番号法第 48 条、同第 49 条、同第 56 条及び同第 57 条の罰則の対象となること

（教示）個人情報の保護に関する法律

（安全管理措置）

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱

いについて準用する。

- (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 179 条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第 184 条第 1 項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 183 条 第 176 条、第 177 条及び第 179 条から第 181 条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 184 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- (1) 第 178 条及び第 179 条 1 億円以下の罰金刑
- (2) 第 182 条同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟

行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

※ 第 184 条第 1 項における法人には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを
含む（第 179 条）。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（委託先の監督）

第 11 条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第 12 条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 9 章 罰則

第 48 条 個人番号利用事務等又は第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第 8 条第 2 項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第 14 条第 2 項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、4 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 49 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、3 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第 56 条 第 48 条から第 52 条の 3 までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 57 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第 48 条、第 49 条及び第 53 条 1 億円以下の罰金刑

二 第 51 条及び第 53 条の 2 から第 55 条の 2 まで各本条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。